

第五節 役員

第二十一條 本同盟に左の役員を置く

◎執行委員長 一名 ◎書記長 一名 ◎書記 二名

◎會計 一名 ◎常任執行委員 四名 ◎執行委員 若干名

◎中央委員 若干名

第二十二條 執行委員長 書記長 會計 中央委員は大會に於て選任す

第二十三條 (一)執行委員長は本同盟を代表し大會及中央委員會の決議に基き一切の會務を統一す

(二)書記長は執行委員長を補佐し中央委員會常任執行委員會執行委員の會務を處理す

(三)會計は本同盟の金繰出納並に財産管理に關する一切の事務を處理し其の責任す

(四)中央委員は執行委員長書記長會計と共に連帶責任を有するものとす

(五)執行委員は中央委員會に於て選任し常時同盟の事務を執行し第四條の各部部长に任ず但し兼任を妨げず

(六)常任執行委員は大會に於て選任し常時部班の事務を執行し第五條の各産業別部の部門を持つ但し兼任は絶対に許さず

第二十四條 役員は大會から次期の大會に至るまで在任する

第六章 會計

第二十五條 本同盟の經費は本組合の事業より生ずる利益及同盟費を以て支辨す

第二十六條 同盟費は同盟員一名に對し左記職業別毎月末日迄に會計へ納入するものとす但し中央委員會に於て緊急必要ありと認めたる時は臨時徴收することを得